

國學院大學學術情報リポジトリ

伊勢国神職講『六諭衍義俗講』の接続形式：
順接確定・仮定の用法

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 安道, 里巳 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000936

伊勢国神職講『六諭衍義俗講』の接続形式

―順接確定・仮定の用法―

安道 里巳

キーワード…六諭衍義、原因理由デ、仮定タラ、地域共通語、近世伊勢方言

一 はじめに

『六諭衍義俗講』（写本一冊・九十丁・架蔵、以下『俗講』と称す）は、いわゆる「講義物」に類し、江戸時代後期の成立と推定される。講述者は伊勢国松坂に居を構えた神職とみられ、『俗講』はその講釈を書き留めた講義録の体裁をとっていることから、当期伊勢地方における地域共通語・方言を考察する上で貴重な価値を有する国語資料（史料）であるといえる。⁽¹⁾

本稿では『俗講』の接続形式（順接確定・仮定の用法）について考察し、国語資料（史料）としてみた『俗講』の具体的な様相の一端を明らかにしたい。

二 書誌的事項

『俗講』の接続形式について述べる前に、『俗講』の書誌的事項に関してすでに報告した⁽²⁾ところを改めて簡潔に記す。

○写本 一冊、九十丁、袋綴。

○縦二四・三厘×横一五・六厘。

○表紙 縹色（無地）

○題簽 「六論衍義俗講」(表紙左上)と記す。

○内題 巻首に「俗解六論衍義」とあり、この点、題簽の表記と異なる。

○表記 原則として本文は漢字と片仮名とを用い、半丁八行で記す。

書名にある「六論」とは、「孝順父母」「尊敬長上」など、明の洪武帝(一三二八〜一三九八)が民衆教化のために制定した六箇条の教訓をいう。江戸時代に入り、清で成った『六論衍義』(「六論」の解説書)が薩摩を経て八代將軍吉宗へ献上され、儒学者、室鳩巢(一六五八〜一七三四)により訓注が付された『六論衍義大意』(一七二二年刊・官刻)は全国の寺子屋で教科書として使用された³⁾。

『俗講』の講述者の姓名・生没年などは依然として未詳であるが、『俗講』における内部徴証から推測して、『俗講』の講述者は、伊勢国(松坂)に居を構え、「六論」の講述を實踐していた頃にはすでに老年期にさしかかっていたものとみられる。『俗講』の講述者は卑近な事例を挿話として取り入れ、平易な口語をも使用する。

こうした『俗講』の成立事情などを鑑みて、本稿では次のような想定に基づき、『俗講』の口語(地域共通語・方言)を考察する。

【想定される『俗講』の口語】

〈時代〉江戸時代後期(天保年間頃)に

〈地域〉伊勢国松坂(「松坂大橋」付近)に居住していた
〈位相〉教養層に属する男性(神職・五十歳代か)により

——『俗講』(講述)において使用された口語

三 順接の確定条件を表す接続形式

『俗講』における順接確定条件を表す接続形式としては、「已然形+バ」、カラ、ユエ(二)、ニヨツテに加えてデの使用がみられる。

〈表1〉はそれらの用例数を示したものである。『俗講』における順接の確定条件を表す接続形式の用例数からみると、「已然形+バ」が最も優勢であり、次いでカラがそれに拮抗する勢いをみせている。さらにユエ(二)、ニヨツテ、デが使用されている。

〈表1〉『俗講』における順接確定条件の様相

131	バ	カラ	ユエ(二)	ニヨツテ	デ
121					
69					
22					
11					

【已然形+バ】

「已然形+バ」における「バ」の上接語には、

- ①アル時、四日市ノ商人某来リケレハ、縁談ノ御頼ミナサルト此商人暫ク考へ、^④…(十五丁ウ1行目)
- ②男子一人生手ノ内ノ玉ト養育イタシ、商ナヒハ益々繁昌スル。家ハ次第ニトミ(富)ケレハ、人皆羨ミ、主人ノ物ヲ盗ムテモ、罰ハナキモノナドト申テ居タカ…(二十八丁オ7行目)

と、用例①、②のように、文語の助動詞「けり」のほか、

- ③私カ親ヲ私カ打擲イタスヲ御上ノ御苦勞ニ成ニハ及不申ト遠慮ナク申セハ、御奉行ハ暫ク御考ヘナサレテサテ仰セラル、ニハ、…(二十丁ウ5行目)

敬語「申す」などがみられる。用例①～③のようにこれ

らはやや堅い古態の形式であり、教化・講釈にあつては落ち着いた語調の接続形式であるといえよう。「已然形+バ」形式はこうした旧来の伝統的・文語的な語法として一定の勢力を保って使用されているものの、このうち原因理由を表す「已然形+バ」の用例は次のように限られている。

- ④…女ハ昼夜帯モ解カズ、看病スルハ中々実ノ子モ出来カタキラヒノナレハ、御隠居ハ此女ヲ不便ニ思召シ、…(十四丁ウ2行目)

このように「已然形+バ」が従来担っていた原因理由を表す用法は『俗講』においてはかなり低調である。原因理由を明示する他の接続形式カラ、ニヨツテなどに委譲されるといった近代語における「分析化」の傾向^⑤が進んでいく推移を反映した結果とみられる。

【カラ】

続いてカラの用例を示す。

- ⑤是ハアマリ不思議ナリダカラ、ツラ／＼考へ見ルニ…(四十二丁オ8行目)

⑥ 偕其頃名高キ儒者ノ徂来先生ニ命ゼラレテ訓点ヲ附サ
セラレタガ訓点バカリデハ民百姓カヨメヌカラ、再ヒ
室鳩巢ト云儒者ニ命ゼラレテ和訓ニシテ平仮名ニ書カ
セラレタカ只今読マシタル六論衍義ノ大意テゴサル。

(二丁ウ3行目)

⑦ 是ハ天下ノ人皆ヨク御存ノ孝子ナレト、其証拠ヲ知タ
ル人カ少ナヒカラ、其証拠ヲ御断申シマシヨ。(五丁
ウ2行目)

用例⑤は断定の助動詞ダにカラが下接した例で、そのまま
江戸語に通じるような用法である。用例⑤～⑦では、講述
者自身が講釈・教化のために聴衆に対して直接的にカラを
使用している。

用例数からみると、『俗講』の原因理由表現では、カラ
が主軸となっている。その点で『俗講』ではカラ使用があ
たかも全般的に定着しているかのように感じられる。

然し、『俗講』の講述者が挿話内において、特定の話を
を設定し、カラを使用した例としては、

⑧ 「…改心致シテオソヒハナヒカラ、此金ヲ持テ行ケ」
ト言ヘ共、…(十二丁ウ6～7行目)

* 四日市で商家を営む主人↓息子

⑨ 「…昔ノ武士デモ落ブレタ時ニハ心ナラズモ賊ヲナシ
テ暫路金ヲツナギ世ニ出タルモ有、何モ恥シキハ
ナヒカラ、我云ニ任セテ暫忍ハレヨ」ト勸ラレテ不得
止賊ヲハタラヒタカ…(八十六丁ウ1行目)

* 盗賊↓松阪大口村出身の奉公人

と、わずかに二例を数えるにすぎず、『俗講』におけるカ
ラ使用のほとんどは、会話文中ではなく、講述者による直
接的な用法(語り手↓聴き手・書き手↓読み手)としてのカラ
によって占められている。ちなみに用例⑨のカラ使用者は
伊勢国(三重県)松坂の人物という設定となっており、話
の途中で突如、話し手自身が「盗賊」である旨を明かす。
驚く聴き手の「奉公人」となって、話し手は「幼少ノ時ノ
友」(八十五丁ウ)であったと『俗講』の講述者はいう。

このように『俗講』の全編を通じて原因理由のカラが多
用されている事実からみて、江戸時代後期の伊勢地方にお
けるカラの勢力は小さくないと推測される。ただ先述した
ように会話文に限定していえば、『俗講』のカラ使用はや
や抑制的である点が、特異的な傾向を示しているといえる。

【ニヨツテ】

東西方言対立の観点⁽⁶⁾からみて、カラと対照的な原因理由の接続形式とみられるニヨツテについては、

⑩「…我妻ジヤニヨツテ何ト云テモヨイ」ト思フカラ身

上ノ乱トナリ家カ治マラス。(四十丁オ一行目)

というような例がみられる。用例⑩では心内文中にニヨツテを使う一方で心内文を閉じたその直後にカラを用いており、『俗講』の講述者による両者の使い分けの一端をうかがわせる。

用例数でカラに続くニヨツテは二二例が確認できる。講釈・教化における直接的な接続形式の用例としては、

⑪御利益カ有ニヨツテ百里二百里ノ遠キヲ厭ハス参詣シ

又近キ処ハ月参モイタスノジヤ(四十五丁オ一行目)

⑫其ノ夜ハ寝マシタカ、翌日^{アス}ノ朝ニナツテ彼手水盥カナ

クテ不自由ジヤニヨツテ朝ハ不自由ナリニ(其儘テ)

スマシ(四十丁ウ6〜7行目)

⑬又□ニ神ニ親シク仕へ奉リ御神遷ノ時ハ畏クモ神ノ御体ヲ手ツカラウツシ奉ル職掌ヂヤニヨツテ色ニ執着シ

テ心カ穢レテハ幾度頭カラ水ヲソ、ヒテ潔斎シテモ心ハ清マラス。(五十九丁オ7行目)

⑭伯父オバカ姪ヤ甥ヲモリスルハ順ナレトモ姪ヤ甥カ伯

父オハヲ負フハ逆チヤニヨツテ見苦シヒ。(六十一丁

ウ8行目)

⑮神道テ世ヲ逃ル、ノハ姿ハ是迄ノ通りテ心ノ変ルノチ

ヤニヨツテ甚タ六ヶ^{マヤ}シヒ。(六十四丁オ5行目)

などの使用例がみられるが、その多くは「ジヤ」とも表記)に下接した形で使用されている。

また用例⑯のようにほぼ一語の接続詞と化した用例もみられる。

⑯是ジヤニヨツテ、束帯ヲシタ処ハイカニモ神主ヲシヒ

ケレトモ心ハ常人ト同シ^{チヤ}。(五十九丁オ3行目)

このほか、次のように講釈に取り込んだ歴史的な逸話の中でニヨツテを使用する例もみられる。

⑰此侍尾輿鎌子ノ兩人カ申ニハ「サキノ日臣ラカ申^ヲラ

用ヒ給ハヌニヨツテ此死病ヲ致ス。早ク投[□]テ後ノ福

ヲ求タマヘ」ト申カラ：(三十一丁ウ2行目)

*物部尾輿・中臣連鎌子↓欽明天皇

用例⑰は『俗講』の時代から大きく世を隔てた六世紀の奈良を舞台としており、いわば類型的な用法としてニヨツテが選択されたものであろう。

ニヨツテは上方語的性格を有する形式であり、江戸時代後期には衰退期を迎えていた。⁷⁷『俗講』においても右のように用例数の点、さらには接続形式ニヨツテが限られた上接語（主としてチヤ）に下接するといった固定化した用法に傾いている点からみて、江戸時代後期の伊勢地方におけるニヨツテも同じく、もはや江戸語カラの勢力に圧倒され、衰微しつつあった状況がうかがわれる。

【エエ（二）】

ユエ（二）は、やや堅い語感の伴う形式であり、おそらく当期の日常語を写したというよりは、講釈・教化という性質に適う「講釈用語」の一つとして多用されたのであろう。ユエ（二）の全六九例中、会話文中での用例は五例と少ない。

⑱ 「金子ハ日夜丹誠シテ十ヶ年ノ間ニハ儲出シテ返金致マス故何卒借下サレマシタナラハ、難有存シマス」ト

辱モ遠慮モナク申カラ、：（十一丁オ4行目）
* 四日市の商人の息子↓父親

【デ】

『俗講』の順接確定条件を表す接続形式の中で、用例数こそ多くはないが、軽視できないのがデの使用である。

『俗講』におけるデの全使用例（一一例）を示せば、次のごとくである。

⑲ 親カ申ニハ「子カ親ニ頼ムニ改リタル言ヤウシヤ。遠慮ニハ及ハヌ。何ナリト言タカヨヒ」ト申タテ、息子カ申ニハ「恥敷トナカラ、四日市ノ馴染ノ女カ此度アル御屋敷へ身請セラル、相談ニ成マシタカ、此女ヲ：」（十丁ウ6行目）

⑳ 嫁カ病氣付タカラ養生ニ手ヲ盡シナレ任其験モナク終ニ返ラヌ旅ニ赴マシタデ、父母ノ歎キ、息子ノ愁傷目モアテラレヌトデ其後、嫁ヲ尋ネタ処カ、ヨヒ者モナク：（十三丁ウ4行目）

㉑ 御隠居カ病氣ニテ御休ミナサレタテ且那方ハ申ニ及ハズ、女モ大キニ驚キ京都ヨリ名医ヲムカヒ、手ヲ盡シ

テ昼夜看病スレト、御老躰ト言、元氣衰ヘタル故、病
ハ次第二重リケレハ：（十四丁オ6行目）

②②御隠居ハ御満悦ナサレタカ、是ヨリ三、四月過テ終ニ
御死去ナサレタテ、御夫婦ハ申ニ不及、此女ハ親ヲ失
ヒシ如ク歎キ悲ミ□ノ□リヲ□意ヲス勤メ仕ヘルヲ生
ル人ニ仕ヘル如クモ厚キ志ニ旦那モホトムト感心ナサ
レ何卒良縁ヲ求ムト出入ノ者夫々へ御頼ミナサレタ
カ、：（十五丁オ5行目）

②③重キ病トナリ、是モ帰ラヌ旅ニ赴ヒタテ、妹ハ両親ニ
離レ姉ニハ別レ此身ハ如何成行ヤラムト昼夜泣クラシ
マシタカ、扱々世ニハ運ノワルヒ者モアルモノテ、又
妹モ眼ヲ泣キハラシテ重キ眼病ニ成マシタカ：（二十
三丁ウ1行目）

②④又物部ノ尾輿。中臣ノ連鎌子同申ニハ我國ハ天地社稷
一百八十神ヲ以テ春夏秋冬祭拜ヲ為ス事、今改蕃神ヲ
拜ムヤ、恐クハ國神ノ怒ヲ致シ給ハント申タテ、天皇
モ宣ト思召テ其佛像ヲ委ク稲目ノ宿禰ニタマハツタ処
カ、忻悦テ向原ノ家ヲ寺ニシテ是へ祭ツタカ、：

（三十一丁オ5行目）

②⑤是ハ昔ノコジヤカ、国司北畠殿ノ頃、多氣ヘンノ某ト

カ云村ノ村役人カ御年貢収納ノ時、少少ヅ、ノ引コシ
カ有ト云コヲ村ノ者カサクリ出シテ、アレヤコレノ帳
面ヲ調タ処ガ都合四十八俵ホトノ引コシニ成テイタカ
ラ、サア村中ノ者カ承知ナリカタシト庄屋ヘツメカケ
タテ、村役人モ元ヨリ私クシ致セシニ相違ノナヒコナ
レバ、一言ノ申訳モナクアヤマリ入テ、内濟ヲ頼タ処
カ、皆ガ申ニハ「何程弁金致サル、ゾ」ト云故、金子
五拾兩ニテ内濟ニ致シ呉ラレヨト答マシタガ：

（二十八丁オ2行目）

②⑥此松火ノ火テ地中ノ火ヲヨヒ出シ焼死タト云コガ北越
奇談ニ出テアルカラ、是モカラ井戸ヘ火ヲ持テ這入タ
テ地中ノ火ヲヨビ出シタノテ有フカト思ハル、カ、夫
ハドウデモヨイカ、此男モ堪忍スレハ此禍ニモ逢ズ
死ナントヨイモノヲ、：（四十一丁ウ5行目）

②⑦アル時近□ニ入佛供養ガ有テ母親トモリニ、子ヲオバ
セテ參詣イタシタ処カ何レノ開帳ニテモ百八燈ト云モ
ノカ有テ、是ヲス、メルト施主カ有テ上ルト取次ノ人
カ一丁ト大声ニ呼マシタガ其一ノ声カ調子カヒクウテ

長ノ字ノ声カ高カツタ故、小児ハ「長」ト斗聞タカシテ其声ニ応シテ「半」ト大声ニ云タカラ、大勢ノ參詣人カ皆笑フタテ、母モ下女モ赤面シタト云。(四十九丁ウ3行目)

⑳ 悪事カ露顕シテ座敷牢ニ押込ラレテ、イマタ吟味モセザルウチ、座敷ヲヌケ出、何レヘカ出奔イタシタテ、親元モ組ガ、リニテ吟味致シタケレトモ、トント行衛ガシレムタカ、十年斗立テ：(五十一丁オ6行目)

㉑ 拙者カ師、大瀆秋平ハ孝子テ子孫ヘノ教訓ヲ多年試ミラレマシタカ、果シテ益カ有マステ申マスカ、師カ申サル、ニ我ハ織業ノ家ニ生レテ初少ヨリ学文モセス(五十二丁ウ8行目)

用例②⑤では、やや冗長とも感じられる一文中に、カラ、デ、「已然形+バ」形式を介してさらにユエへと続くというように、原因理由の接続形式を連鎖的に織り交ぜ、複文を構成している。デが他の諸形式、「已然形+バ」、カラ、ユエなどとともに同一次元において対等使用されているという事実は、デの特性を追究する上でも見逃せない言語事象であるといえよう。

改めてデの全用例をみわたすと、「申す」(用例⑱、⑳)、
「お(御)ゝなさる」(用例㉑、㉒)、「いたす」(用例㉓、「ます」(用例㉔、㉕)など、その半数以上(七例)が敬語表現と共に起す。また、内容からみると、用例㉔、㉕はともに、人の死に関する講述部分においてデを使用しており、神職たる講述者による言語表現としては、相応の厳粛なものの言いが求められる場面でもある。

江戸時代の伊勢地方において方言色を感じさせるデの用例が確実に存したことは、彦坂佳宣(一九九七)においてすでに明らかにされている。彦坂(一九九七)は、雑俳を資料として調査した上で、「上方語を参考に伊勢方言の相を考えると、ニヨツテの用法の対応は一応あり、この形式は上方語からの影響・伝播が考えられる。それと同時に、デ・ニが主たるものであることによって、濃尾地方との形式上の共通性はかなり濃厚であると言えよう」と指摘している^⑧。『俗講』におけるニヨツテは先述したようにやや固定化した用法を示していたが、『俗講』のデもまたそのニヨツテとともに使用されており、ほぼ右の指摘に沿う傾向を呈しているといえよう。

ただデについて付言すれば、『俗講』では「講釈」が、一対多（講述者↓聴衆）という公的な「場」を前提とし、そのいわば中立的な「場」の中での言語表現としてデが使用されている点に特色がある。その点からいえば、『俗講』のデは、当時の伊勢地方における方言デと連続しつつも、「地域共通語」的な性格をも帯びた用法を持ち合わせていたとみなすことができるのではないだろうか。

江戸語で使用されたデの位相について、田中章夫（一九九三）は、「少くとも天保期までの江戸語では、武家や比較的上層の町人層に、その使用が限られ、丁寧なもの言いの場合に使われる傾向がある」とし、『デ・ノデ』による因果関係の表現は、どうも江戸語において独自に発達してきたものとは考えにくいところがある」と述べ、原因・理由のデが東海地方から江戸へ流入した可能性を指摘している⁹⁾。

このように『俗講』のデは、江戸時代後期の伊勢国（三重県）という、東西方言の緩衝地帯における方言デとして位置づけられるにとどまらず、さらに江戸語デとの関連性を検討すべき側面を示唆しており、興味深い¹⁰⁾。

四 順接の仮定条件を表す接続形式

『俗講』における仮定表現の用例数を調査した結果を〈表2〉に示す。

〈表2〉『俗講』における順接仮定条件の様相

4	已然形＋バ		
5	ト		
23	タラ		
18	ナラバ		

〈表2〉によれば、用例数ではタラ、ナラ（バ）、ト、「已然形＋バ」の形式の順で使用されている。

【已然形＋バ】

このうち用例数が最も少ない「已然形＋バ」には、

⑳ サスレハ我カ身ハ父母ノ分身テ、父母カナケレバ、我ト言心モ此身モナヒ。（四丁丁オ7行目）

というような例がみられる。

【ト】

続いて、トの用例を挙げる。

②8 大切ナ先祖ノ神々ヲ疎カニシテ、外国ノ仏道ヲ尊ミ敬スルハ、譬テ申ト、我カ親ヲ大切ニセス、隣ノ親ヲ大切ニスルヤウナモノジヤ。(三十丁オ3行目)

②9 坊主ノ心ニ適ハヌトカ有ト、右ノ如ク死人ヲ待タ其返報ヲ致スハ何ト惜ムヘキトテハコサラヌカ(三十三丁オ3行目)

仮定条件を表す接続形式トはすでに中世において成立したとされ、江戸時代には一般的にトの使用がみとめられている⁽¹¹⁾ものの、『俗講』における仮定トの使用は五例にとどまっており、それほど活発ではない。

【タラ】

仮定を表すタラの用例は次のごとくである。

心内文における用例として、四例を拾うことができる。

③0 モシ金ヲ借サヌト申タラ、若氣ノ心得違ヒカラ、駈落クラヒハ安キヲナレト、心中ト言ヤウナト□川ニ身

ヲ没スルヤウナトニ成タラ二百両ヤ三百両ノ金ニハ換ラレヌ悲シヒトシヤ。(十一丁オ7行目、十一丁ウ1行目) * 四日市の商人

③1 …コ、ガ辛抱ト五年斗モ丹誠致シタ処、思ノ外喰込、ソコデ大キニ心痛致シ、「何ト致シタラヨカラウ」トツラ〜考ヘタ処カ、…(六十七丁オ8行目)

* 饅飴・蕎麦打ちの主人

③2 …是モ三年斗ニテ又食コミ、「イカゞシタラヨカロウ」ト十方ニクレテ頭ヲ垂、手ヲ組テ夜分燈ノ下ニ思案シテ居ル処へ竹馬ノ友カ訪ヒ来リテ申ニハ…(六十七丁ウ4行目) * 饅飴・蕎麦打ちの主人

用例③0では心内文(一文)の中で二つのタラを連続して使っている。用例③0は四日市(伊勢国)に住むある裕福な商家における「実話」という場面設定であり、ここでは息子から借金を頼まれたその父親が、かりに息子の要求を断った場合に起こるに違いない好ましからぬ事態を想定している。また用例③1、③2は転職後、窮地に陥った饅飴・蕎麦打ちの主人が苦慮する場面でタラを使用している。

また、次のように会話文におけるタラの用例(二例)も

みられる。

③③良縁モナク今ニ独身テ居リマスカ、是へ御縁付ナサレ
タラ、至極ノ良縁カト存ルナリト□□業ハ致シテモ、
富饒ニ□□シマス故：（十五丁ウ6行目）

* 四日市の商人↓四日市の商人

③④主ハ是迄ノヲ委細ニ物語リ致シテ「此上如何致シタ
ラヨカラムヤ。ヨキ工夫ハ有マヒカ」ト云カラ此友ノ
男カ申ニハ、：（六十七丁ウ7行目）

* 饅飩・蕎麦打ちの主人↓友人の男

その他、次のように朱筆の補記により、ナラバをタラに書
き換え（ようとし）た例も確認できる。

③⑤人ナキ野中へ連行テ申ニハ「我ハ盗賊ナリ。我カスル
如クシテ金カ出来次第親元へ（行タナラハ）往タラ、
ヨカルヘシ。又：」（八十六丁オ4行目）

用例③⑤では動詞「往く」が促音化しないイタラという現
代の関西弁イタ（行った）に通じる用法がみられる。

写本には（行タナラハ）の右傍に小さく「往タラ」と朱
筆で書き加え、「往」の字の右傍に「イ」とルビを振る。

用例③⑤は会話文中での用法であることから、『俗講』の講

述者が推敲の際に、江戸時代後期の伊勢方言におけるタラ
の使用状況に照らし、ナラバよりも形式が単純で、かつ平
易な語感を持つタラを選択した可能性も考えられよう。

金澤裕之（一九九四）、矢島正浩（二〇一三）では、江
戸から明治にかけての洒落本等を上方語の資料とし、複数
の形式で機能していた順接の仮定表現が、タラへと統合さ
れていった変遷の様相を明らかにしている⁽¹³⁾。用例③⑤にみえ
る補記「往タラ」が講述者による推敲を重ねた上での改変
だとすれば、やがて明治期の上方語で伸長していく「タラ」
一元化への流れがすでに江戸時代後期の伊勢地方でも芽生
えはじめていたことをうかがわせる⁽¹⁴⁾。

【ナラ（バ）】

仮定ナラ（バ）は、『俗講』においてすべて（二八例）
がナラバの形で使用されている。そのうちの五例は、

③⑥息子ノ申スニハ「親等カヨイト思召ナラハ私ハ善悪ハ
申マセヌ。御モロヒ下サレ」ト申カラ、：（十三丁オ
7行目）* 四日市の商人の息子↓父親

というような会話文での用例である。

近世後期上方の洒落本の調査結果によれば、「中世以来、文献によって数多くの用例が現われる」という「タナラ（バ）」の形式は、洒落本においては、

○ 程なう勘当もゆりたなら、この恩のおくりやうもあろう（北川蜷殻（下））

の一例のみとされるが、⁽¹⁵⁾仮定ナラはすでに広く使用されていたことが指摘されている。⁽¹⁶⁾然し『俗講』ではナラは使用されておらず、接続助詞バを伴った形式ナラバを専用しており、『俗講』の講述者によるナラバ使用の徹底ぶりは、やや堅苦しい印象を与えるほどである。

このような『俗講』におけるナラバへの偏向性を考えるとき、次のような用例が注目される。

③⑦何故親ニヨク仕ヘテ不孝トナラバ、親ヲ大切ニ致シテモ、色ヲ好ミ、酒ヲ嗜ミ利欲ヲムサホリテ飽トヲ知ラサル人ハ：（二十一丁ウ7行目）

用例③⑦では「トナラバ」の形をとっている。これは接続助詞「バ」（未然形＋バ形式）から、指定辞「なり」との連語を中心に「モノナラバ」などともに形成された、肥大化した接続形式であるとされ、⁽¹⁷⁾中世以前よりみられる伝

統的な語法をなお根強く保持する用法である。

このように『俗講』においてナラバ形式が堅持されている事実から、江戸時代後期伊勢地方の口語において平易な語感を持っていたとみられるナラとナラバとの間にはなお一線が画されていたものとみられる。

五 おわりに

伊勢国神職講『六論衍義俗講』を国語資料（史料）とし、本稿においてその順接確定・仮定の接続形式について考察した結果を以下に示す。

一 順接の確定条件を表す接続形式として、「已然形＋バ」、カラ、ニヨツテ、ユエ、デを使用する中で、江戸語と軌を一にするカラの優勢と、伊勢方言と連続する地域共通語的性格を帯びたデの使用が注目される。

二 順接の仮定条件を表す接続形式として、タラ、ナラ（バ）、ト、已然形＋バを使用する中で、ナラ（バ）を凌ぐタラ使用度は江戸時代から明治時代へかけての上方語タラ伸長の推移と符合する傾向を示しており、そ

の点において上方語が江戸時代後期の伊勢方言に影響を与えていた可能性を示唆している。

今回、取り上げた順接の接続形式以外にも『俗講』が国語資料(史料)として有する価値について言及すべき課題は残されている。それらについては稿を改めたい。

注

- (1) 『俗講』の成立事情と国語資料(史料)としての特徴については、安道里巳(二〇一七)を参照されたい。
- (2) 注(1)に同じ。
- (3) 『六論衍義』受容の経緯については、角田多加雄(一九八四)に詳しい。
- (4) 用例の掲出については句読点を付し、判読しかねる文字は□で示した。
- (5) 田中章夫(一九六五)
- (6) 牛山初男(一九六九)「一、語法上より見たる東西方言の境界線について」一〜二三頁
- (7) 坂梨隆三(一九八七)一七五頁

(8) 彦坂佳宣(一九九七)二三〇頁

(9) 田中章夫(一九九三)二七三〜二七六頁

(10) 管見によれば、東海地方に関わりのある神道講釈『神道平談』(安成四年頃刊・國學院大學図書館蔵、一冊、青山直虎〈文化元〜明治五年〉述、出身地は尾張)において次のような原因理由デの使用が確認できる。

○古ハ和歌ト書なんだで。古學の輩歌よむ人ハ一歌とのミ書くがよき」など云。(七丁オ10行目)

○猶恋といふ事。色と云歌の事に付色々申事の考もござりまするが。余り長うございますでまた御聞せ申ませう。(九丁ウ8行目)

○干時此少女と申ハ今でも未通女杯も書て在でたとへ男に合ても若き女と心得ますが。(十丁ウ1行目)

○とんと其術を御存知がござりませなんだで。「如何いたして夫婦とハ成れるで有う」と仰せられますと。(十丁ウ9行目)

右のほか、会話文中のデの用例(一例)もみられる。

○「夫ハ夫ハ誠に御前様ハ御仕合でござります。結交なる御子息で諸事御行届なされてお出なさる、で。最早御隠居様じやな。」(四丁オ4行目)

* 庶民↓お祖父様

『神道平談』では原因理由の接続形式として「已然形＋バ」二〇例、ユエ一五例、カラ四例、テ六例の使用がみられる。ちなみに『神道平談』のカラは『俗講』とは異なり、そのすべてが会話文における用例であり、『俗講』の講述者による直接的な表現としてのカラ使用とは対照的である。また上方語的な接続形式ニヨッテの用例（接続詞「ジャニヨッテ」三例を除く）はない。

- (11) 岡崎正繼 (一九八〇)
- (12) 此島正年 (一九七三) 二二三頁
- (13) 金澤裕之 (一九九四)、矢島正浩 (二〇一三) など。
- (14) 彦坂佳宣 (二〇一一) によれば、「尾張では、『タリ＋バ』型は、調査の範囲ではタレバ形でやや固い表現の必然確定例、これに対し、タラ形は、偶然確定と完了性仮定が約1対4の割合で見られ、タラ形が確立している」(九二頁)という。
- (15) 金澤裕之 (一九九四) 一二六頁
- (16) 矢島正浩 (二〇一三)
- (17) 山口堯二 (一九九六) 一三六～一四五頁

参考文献

- 安道里巳 (二〇一七) 「伊勢国神職講『六論衍義俗講』とその言語」『皇學館論叢』第五十卷第三号、皇學館大學人文學會
- 牛山初男 (一九六九) 『東西方言の境界』信教印刷
- 岡崎正繼 (一九八〇) 「順態接続助詞「と」の成立について」『國學院雜誌』第八十一卷三号、『國語助詞論攷』おうふう (一九九六) に所収。
- 金澤裕之 (一九九四) 「明治期大阪語の仮定表現」『國語と国文学』第七十一卷第七号、東京大学国語国文学会、『近代大阪語変遷の研究』和泉書院に所収。
- 金澤裕之・矢島正浩編 (二〇一一) 『近世語研究のパススペクティブー言語文化をどう捉えるか』笠間書院
- 金田弘 (一九七六) 『洞門抄物と国語研究』桜楓社
- 木坂基 (一九八八) 『近代文章成立の諸相』和泉書院
- 此島正年 (一九七三) 『国語助詞の研究 助詞史素描』おうふう
- 小林賢次 (一九九六) 『日本語条件表現史の研究』ひつじ書房
- 坂梨隆三 (一九八七) 『江戸時代の国語 上方語』東京堂出版
- 佐久間俊輔 (一九九五) 『明治初年の神道系講釈における指定辞』『国語研究』第五十八号、國學院大學国語研究会

角田多加雄(一九八四)「六論衍義大意前史―六論衍義の成立と、その日本伝来について―」『慶應義塾大学大学院社会学研究紀要』第二十四号

田中章夫(一九六五)「近代語成立過程にみられるいわゆる分析的傾向について」『近代語研究』第一集、武蔵野書院

田中章夫(一九九三)「因果関係を示す接続の『デ』『ノデ』の位相」『近代語研究』第九集、武蔵野書院

永野賢(一九五二)「『から』と『ので』はどう違うか」『国語と国文学』第二十九卷第二号

野村剛史(二〇一三)『日本語スタンダードの歴史―ミヤコ言葉から言文一致まで』岩波書店

彦坂佳宣(一九九七)『尾張近辺を主とする近世期方言の研究』和泉書院

彦坂佳宣(二〇一一)「条件表現からみた近世期日本語の景観―『方言文法全国地図』と国語史・近世方言文献の対照から」金澤裕之・矢島正浩編『近世語研究のパス・ベクトル―言語文化をどう捉えるか』笠間書院に所収。

樋渡登(二〇〇七)『洞門抄物による近世語の研究』おうふう
前田直子(二〇〇九)『日本語の複文―条件文と原因・理由文の記述的研究―』くろしお出版

諸星美智直(二〇〇四)『近世武家言葉の研究』清文堂

矢島正浩(二〇一三)『上方・大阪語における条件表現の史的展開』笠間書院

展開 笠間書院

山口亮二(一九九六)『日本語接続法史論』和泉書院

湯澤幸吉郎(一九五四)『増訂江戸言葉の研究』明治書院

吉田永弘(二〇〇七)「中世日本語の因果性接続助詞の消長―ニヨッテの接続助詞化を中心に―」青木博史編『日本語の

構造変化と文法化』ひつじ書房

付記

本稿は平成二十三年度國學院大學國語研究会後期大会(平成二十三年十一月二十六日)において口頭発表した内容を基としている。

席上、ご助言を賜りました各位に感謝申し上げます。